

令和4年第9回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年9月2日（金）

江東区教育委員会

令和4年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年9月2日（金）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和4年9月2日（金）午後3時05分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第25号 令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 議案第26号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第3 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第4 議案第28号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第5 議案第29号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第6 議案第30号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第7 議案第31号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - （1）令和3年度江東区のとしょかん（事業概要）について
 - （2）第二次江東区こども読書活動推進計画の評価について
 - （3）令和4年度特別整理期間に伴う江東図書館の休館について
 - （4）いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
- 8 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより令和4年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第25号 令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第25号 令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算、上記の議案を提出する。令和4年9月2日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。資料1、令和3年度江東区一般会計決算（教育委員会事務局）に基づいて御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページの令和3年度江東区款別決算総括を御覧願います。3年度の区全体の歳入決算額は2,357億8,430万6,996円、歳出決算額は2,248億4,800万9,438円で、差引き収支は109億3,629万7,558円の黒字となっております。

次に、教育委員会事務局に係る決算について御説明申し上げます。2ページの歳入歳出決算総括を御覧願います。歳入決算額は40億2,666万6,641円で、予算額に対する収入率は92.8%であります。また、歳出決算額は354億5,078万3,501円で、執行率は96.3%でございます。

続きまして、3ページから5ページまで、歳入事項別明細書を御覧願います。こちらは、教育委員会事務局の歳入各款各項の内訳について記載されたものとなっております。

次に、6ページの歳出事項別明細書を御覧願います。6ページから最後の32ページまでは教育費の歳出についての明細となりますが、主な歳出について順に御説明申し上げます。第1項、教育総務費の決算額は118億5,439万3,888円で、執行率は95.1%でございます。第1目、教育委員会費は、教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要した経費でございます。第2目、事務局費は、教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した経費でございます。

2枚おめくりいただきまして、9ページを御覧願います。第3目、教育指導費は、教職員、児童、生徒への指導及び教育に関する調査、研究等に要した経費でございます。右説明欄下段の事業5、確かな学力強化事業は、令和3年度より、学びスタンダード強化講師について、能力等に応じた職種を新設することにより、報酬額を見直いたしました。

10ページを御覧願います。右説明欄下段の事業8、オリンピック・パラリンピック教育推進事業では、オリンピック観戦の代替事業として、

トーチリレー及びオリンピック、パラリンピアンとの交流事業等を実施いたしました。

1 1 ページを御覧願います。右説明欄中段の事業 1、部活動振興事業は、3 年度は部活動指導員の配置対象校数を 2 校増やし、指導の充実や教員の負担軽減を図りました。

1 2 ページを御覧願います。右説明欄下段の事業 1、適応指導教室事業では、ブリッジスクールにスクールカウンセラーを派遣したほか、ブリッジスクールに通う児童・生徒用に、家庭学習に適した教育支援ソフトを導入いたしました。

1 4 ページを御覧願います。第 4 目、教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費でございます。

1 5 ページを御覧願います。第 5 目、教育施設建設費は、教育センター改修事業に要した経費でございます。第 6 目、放課後支援費は、放課後支援事業等に要した経費でございます。右説明欄下段の事業 1、放課後こどもプラン事業は、江東きつずクラブの運営に要した経費でございます。公設民営 5 2 施設の運営委託料等に加え、3 年度は退職不補充により 1 クラブを公設民営化したほか、感染症防止用品を購入いたしました。

1 6 ページを御覧願います。右説明欄中段の事業 2、私立学童クラブ補助事業では、オンラインを活用した放課後の自主的な学習の機会を保障するため、I C T 環境の整備を実施いたしました。第 7 目、放課後支援施設建設費は、放課後支援施設の整備、改修等に要した経費であります。3 年度は、きつずクラブ数矢において、老朽化に伴う施設及び附帯設備の改修を実施いたしました。

1 7 ページを御覧願います。続きまして、第 2 項、小学校費です。決算額は 1 2 5 億 4, 3 6 9 万 7, 3 2 2 円で、執行率は 9 7. 2 %であります。第 1 目、学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

1 9 ページを御覧願います。右説明欄上段の事業 1、小学校特別支援教育事業では、3 年度に就学相談等の情報を管理する特別支援教育システムを開発し、4 年度より導入しております。また、中段の事業 1、小学校校舎維持管理事業は、校舎等の維持管理に要した経費でございますが、3 年度は学校用務職員の退職不補充により、用務業務委託校を 3 校追加しております。また、下段の事業 2、小学校教育情報化推進事業では、全児童、教員へのタブレット端末の配付、高速大容量無線 L A N 環境の整備、教育支援ソフトの導入、国実証事業の対象外となった学校への学習者用デジタル教科書導入による全校での事前検証の実施など、学校教育の I C T 化を推進いたしました。

2 0 ページを御覧願います。第 2 目、教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経

費であります。第3目、学校給食費は、学校給食の運営に要した経費であります。

21ページを御覧願います。第4目、学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、小学校保健衛生事業は、3年度より就学時健診へ行けなかった児童を対象とする欠席者健診を実施いたしました。第5目、学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要した経費であります。21、22ページは、各学校における改築、改修事業等の経費となっております。

続きまして、第3項、中学校費です。決算額は75億3,225万7,393円で、執行率は96.9%であります。第1目、学校管理費は、中学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

2枚おめくりいただきまして、25ページを御覧願います。右説明欄下段の事業2、中学校教育情報化推進事業では、全生徒、教員へのタブレット端末の配付、高速大容量無線LAN環境の整備、教育支援ソフトの導入、全普通教室への電子黒板の配備、指導者用デジタル教科書の全校導入、国実証事業の対象外となった学校への学習者用デジタル教科書導入による全校での事前検証の実施など、学校教育のICT化を推進いたしました。

第2目、教育振興費、第3目、学校給食費、第4目、学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同等でございます。

27ページを御覧願います。第5目、学校施設建設費は、中学校の整備、改修等に要した経費でございます。

続きまして、第4項、校外施設費です。決算額は3,934万9,208円で、執行率は98.1%でございます。第1目、校外施設管理費は、日光高原学園の管理運営に要した経費であります。

28ページを御覧願います。続きまして、第5項、幼稚園費であります。決算額は15億1,090万2,337円で、執行率は94.3%でございます。第1目、幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費でございます。右説明欄下段の事業1、幼稚園管理運営事業は、3年度は新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止用品を購入いたしました。

30ページを御覧願います。右説明欄中段の事業1、園舎維持管理事業は、3年度は用務職員の退職不補充により、用務業務委託園を2園追加しております。その下、事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、感染症対策経費の一部を補助いたしました。

続きまして、第6項、社会教育費でございます。決算額は19億5,845万8,995円で、執行率は97.3%でございます。第1目、社会教育総務費は、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費でございます。

31ページを御覧願います。第2目、図書館費は、図書館の管理運営に要した経費でございます。

32ページを御覧願います。第3目、社会教育施設建設費は、こどもとしょかん改築事業、深川図書館改修事業に要した経費であります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第26号 令和4年度江東区一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第26号 令和4年度江東区一般会計補正予算(第3号)、上記の議案を提出する。令和4年9月2日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、教育委員会事務局に係る補正予算第3号について御説明申し上げます。

資料2-1の1ページ、歳入歳出予算総括を御覧願います。補正額は73億3,402万3,000円の増額となっております。

次に、歳入について御説明申し上げます。2ページ、歳入事項別明細書を御覧願います。第13款、使用料及び手数料は、令和2年10月1日より、文化・スポーツ施設等の施設使用料等の改定をしたところがございますが、コロナ禍における区独自の施設利用者への支援策として、令和5年3月31日までの利用分について、改定前の料金へ据え置くこととするため、その分の使用料を減額するものでございます。第15款、都支出金は、私立幼稚園教諭等の処遇改善に係る交付金の増額によるものとなっております。

続いて、歳出についてでございます。別紙にて御説明申し上げます。資料2-2、令和4年度一般会計補正予算(第3号)の概要についてを御覧願います。まず、1の放課後児童支援員等の処遇改善では、職員に対して3%程度の賃金改善を行うクラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する措置を継続いたします。経費として、3,487万5,000円を計上いたします。

次に、2の光熱水費の高騰への対応では、原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費について補正を行います。経費として、3億153万9,000円を計上いたします。

次に、3の私立幼稚園等への補助では、職員の賃金改善を行う認定こども園等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する措置を継続するほか、物価高騰対策として、私立幼稚園等に対して運営費用の一部を補助いたします。

そのほか、教育委員会事務局に係る補正予算として、学校施設改築等基金積立金として69億6,686万3,000円、私立幼稚園等保護者負担軽減補助金等に係る前年度超過交付額の返納金として1,785万円を計上いたします。

最後に、区全体の補正予算について御説明申し上げます。参考としてお配りしております、令和4年度江東区一般会計補正予算（第3号）総括を御覧願います。今回の本区全体の補正額は232億1,800万円の増額で、補正前の額に対して9.9%の伸びとなっております。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第4 議案第28号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第28号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和4年9月2日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

飯 塚 指 導 室 長 私からは、江東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

地方公務員法において再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されたことを受けて、江東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行います。

主な改正点としては、「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」へ文言の変更、第3条の地方公務員法の根拠規定の変更でございます。また、定年が65歳になるまでの経過措置を附則で定

めております。

この条例の施行予定日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上です。

星 名 庶 務 課 長 それでは、次に、議案第28号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私のほうから御説明をいたします。

資料4を御覧ください。改正の趣旨でございますが、さきに説明いたしました勤務時間条例と同様、定年延長に係る給与について定めるものでございます。

改正内容でございますが、1の(2)①から③までは、定年延長に伴い新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の給与月額、算出方法、超過勤務手当の支給割合、時間単価の算出方法、期末・勤勉手当の支給月数、適用除外となる手当について定めるものでございます。いずれも現在の再任用短時間勤務職員の規定に準ずるものとなっております。

続きまして、④でございます。④につきましては、定年延長後の給与月額に関する規定でございまして、原則として、定年延長後の給与月額につきましては、定年前の給与月額の7割としているところでございます。

⑤は、定年延長により導入される役職定年における管理監督職の給与月額について定めるものでございます。管理職につきましては、役職定年制度により、定年延長後に降任となる場合がございます。この場合の給与月額について、60歳の7割の給与月額を保障するという形の規定となっております。

⑥につきましては、定年延長により給与月額が減額されることにつきましては、地方公務員法による降給というものに該当するため、区条例の分限処分との整合を取るための規定となっております。

その他、本改正内容に合わせて文言整理を行うものでございます。

施行期日は、勤務時間条例と同様、令和5年4月1日としてございます。

2ページを御覧ください。本条例改正後、必要となる規則改正につきましては、別途教育委員会で御審議をいただく予定となっております。なお、新旧対照表を3ページ以降に添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますように、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第3及び日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第29号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第29号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和4年9月2日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

星 名 庶 務 課 長 それでは、議案第29号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料5を御覧ください。まず、改正の趣旨でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める国の政令の改正があったことから、該当する区の公務災害の補償限度額を改正するというものでございます。

改正内容でございますが、2の（1）（2）に記載のとおり、学校医等が公務災害によって常時介護を要する状態となった場合の介護補償の限度額を7万5,290円に、随時介護を要する状況となった場合の介護補償の限度額を3万7,600円に、それぞれ政令に準じて改定するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行とし、令和4年4月1日以降の公務災害において適用するものでございます。

なお、本区においては、これまで学校医等の公務災害についての発生の例はございません。

また、2から3ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、決定いただきますように、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第30号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、及び日程第7 議案第31号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2

項の規定により、一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第30号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、及び議案第31号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和4年9月2日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

星名庶務課長 それでは、私から、江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、一括して御説明をいたします。

資料6を御覧ください。まず、改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、及び江東区職員の育児休業等に関する条例の改正に伴いまして、期末・勤勉手当の算出の際の育児休業期間の取扱いについて定める必要があることから、本規則を改正するものでございます。

改正内容につきましては、期末手当、勤勉手当共に同様の内容でございます。

恐れ入りますが、「参考」と記載された資料を御覧ください。まず、本規則改正の前提となります育児休業制度の改正内容についてでございます。今般の育児休業法、条例によって、育児休業の取得回数の制限が緩和されることとなります。具体的には、図のように、育児休業の取得回数について、現行は出生の日から57日以内の育児休業が1回、その後の3歳到達日までで1回と規定されているところですが、これが出生の日から57日以内の育児休業が2回、その後の3歳到達日まで2回と、取得回数が緩和されたというところでございます。

これを受けまして、育児休業を取得した職員の期末・勤勉手当の算出方法の変更がございます。職員の期末・勤勉手当につきましては、職員が勤務しなかった期間については、その期間に応じて期末・勤勉手当の算出の際に減額を行うということがまず基本となっておりまして、ただ、現行では、育児休業の取得期間について、合計して1か月を超える場合については、その勤務をしなかった期間について除算をするという定めでございますが、改正後につきましては、57日以上育児休業について1か月、57日以内の育児休業について1か月を超えない場合には、その期間勤務したものとみなして除算の対象とならないようにするというところでございます。これにより、給与面からも仕事と家庭の両立を支援するというものとなっております。

恐れ入りますが、資料6にお戻り願います。施行期日につきましては、両規則とも、条例の施行に合わせまして、令和4年10月1日としてご

ざいます。

なお、本改正につきましては、江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の成立、及び本規則の特別区人事委員会の承認後、成立となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第6及び日程第7について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。報告事項1 令和3年度江東区のとしょかん（事業概要）についてを事務局より説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、令和3年度江東区のとしょかん（事業概要）について、御説明いたします。

資料7を御覧ください。こちらは、昨年度の区立図書館の主な事業実績を冊子にまとめたものとなります。

まず、表紙をお開きいただくと、目次がございます、さらに1枚おめくりいただき、1ページ目から4ページ目まで、区立図書館のこれまでの歴史を年表形式にまとめております。

4ページの右側下段を御覧ください。令和3年度の区立図書館の動きでございますが、令和3年12月より深川図書館が改修工事のため休館しております。また、令和4年1月末には、こどもプラザ図書館への移転に伴い、白河こどもとしょかんを閉館いたしました。また、3月には、第三次江東区こども読書活動推進計画を策定いたしました。

続きまして、5ページから7ページまでは、組織図や施設概要を一覧としてまとめております。

8ページからは、統計資料を記載しております。8ページ中段のグラフ、貸出点数と年度間利用者の登録者数の推移を御覧ください。線グラフが貸出点数、棒グラフが利用登録者数を表しております。令和3年度は、貸出点数は約551万点、年度内に1冊以上の資料の提供を行った利用登録者数は、約8万8,000人となりました。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた令和2年度と比較すると、利用登録者数は回復傾向にございましたが、令和元年度以前と比較すると、低い数字となっております。一方、貸出点数につきましては、コロナ禍前を上回った数字となっております。このことから考えますと、ふだんから図書館を利用されている方お一人当たりの貸出点数が増えたということになります。コロナ禍におきまして旅行やイベントなどが制限されて

いた中で、図書館をふだんから利用されている方については、本に親しむ時間が増えたものと推測しております。

続きまして、10ページを御覧ください。3の館別来館者数では、図書館の来館者数を館別、月別に掲載しております。令和3年度の総来館者数は、表右下にありますとおり297万2,000人余で、前年度比では増加をしておりますが、令和元年度以前と比較すると減少をしております。これは、深川図書館及び東陽図書館の改修による休館や、また、白河こどもとしょかんが1月末をもって閉館したことが主な要因となっております。また、令和3年4月に発出されました緊急事態宣言により、4月25日から5月11日まで、書架スペースへの立入りを制限しまして、予約資料の貸出し、返却のみを実施するなど、サービスを縮小していたことも要因の一つと考えております。

ページ飛びまして、19ページをお開きください。19ページ以降では、児童サービスやヤングアダルトサービス、障害者サービス、地域連携事業などの図書館の取組について実績を記載しております。各種サービスにおきまして、おおむね前年度と比較し実績増とはなっておりますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの期間におきましては、各種事業を中止、延期としていた影響から、コロナ禍以前の実績には戻っていないものも多くあったところです。

以上、令和3年度の事業概要の報告となりますが、令和4年度につきましては、感染防止対策に努めながら、各種事業について各館で積極的に実施することができております。引き続き指定管理者とも連携し、図書館サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

本件の説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

コロナの状況を受けてというところもありましたけれども、先ほど報告がありましたけれども、貸出件数については回復傾向というか、増えているというところ、また、来館者数統計についても、令和2年度にがくんと減ったところから、令和3年度は徐々に回復傾向にあるというところで、今後、充実して図書館サービスに努めていただければと思っております。

よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 第二次江東区こども読書活動推進計画の評価についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、第二次江東区こども読書活動推進計画の評価について、御説明をいたします。

資料8を御覧ください。図書館では、平成28年3月に第二次江東区こども読書活動推進計画を策定し、こどもの読書環境の充実に取り組ん

でまいりました。第二次計画の計画期間が令和3年度をもって終了しましたので、本日は第二次計画6年間の実績、評価について御報告をいたします。

まず、1の計画の概要は記載のとおりとなっております。

2、計画の目標ですが、「計画の柱 地域が協働して育む、豊かなこどもの読書環境づくりの推進」の下、乳幼児、小学生、中学・高校生の年代別に目標を掲げ、読書活動の推進を図ってまいりました。

3の計画期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により計画期間を1年延長したことから、平成28年度から令和3年度までの6年間となりました。

4、二次計画取組実績を御覧ください。二次計画では、(1)の成長段階に合わせた具体的な取組から、2ページの(4)の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた取組までの4つの基本方針を定め、それに沿った施策の展開を図ってまいりました。

そのうち特に施策項目の多い(1)成長段階に合わせた具体的な取組の実績について御説明をいたします。1ページ下段、4(1)の①を御覧ください。①乳幼児への取組としましては、ブックリストを2万5,000部まで増刷し、乳幼児世帯全体をフォローできるよう拡充したほか、各種施設等での出張おはなし会を実施し、コロナ禍前の令和元年度につきましては、平成28年度の約1.5倍となる435回の出張おはなし会を開催し、より多くの子どもたちが本に触れる機会を創出することができました。

次に、②小中学生への取組としては、全児童・生徒へのブックリストの配布のほか、様々なイベントを実施し、令和3年度につきましては、イベントへの参加人数を平成28年度の約3倍とすることができ、図書館への関心や読書の楽しみを見つける機会を提供することができました。

次に、2ページとなりますが、③高校生への取組としましては、TEENS向け図書を図書館ホームページへ掲載し、紹介ページから書誌情報に直接つながるような工夫や、高校の図書委員による手作りPOP展示会を開催するなど、読書から遠ざかりがちな高校生に本との出会いの場を創出いたしました。

また、④特別な支援を必要とする児童への取組では、こども向け録音図書の製作や、デジタル録音図書「マルチメディアデイジー」の受入れを令和2年度より開始しまして、録音図書の充実を図りました。

なお、取組実績の詳細は別紙の表にまとめてございますので、後ほど御参照ください。

最後に、5の二次計画期間の総評でございますが、計画期間中は指定管理者制度の導入など、図書館運営にとって大きな変化がある期間でもありました。

まず、(1)ですが、令和2年度までに開館日数の増や開館時間の延

長を図るとともに、指定管理者制度を導入し、指定管理者のノウハウを生かしたこども向けの取組を充実させることができたと考えております。

また、（２）令和２年度及び３年度は、新型コロナウイルスの影響により休館やサービスの縮小がありましたが、オンラインを活用した学校向けの図書館見学や、一般利用者向けの絵本づくり講座など、社会状況に合わせたサービスを新たに実施することができました。

また、（３）親子や友達同士で会話や相談をしながら利用できる図書館として、乳幼児から中高生世代までを対象としたこどもプラザ図書館の開設準備を進め、令和４年５月に開設をいたしました。

社会状況や利用者のニーズに合わせ、柔軟にこどもの読書活動推進の取組を実施できたと考えております。

また、（４）に記載をいたしました、引き続き中高生世代の読書離れへのさらなる対応などが今後の課題として挙げられますが、これまで実施してきた取組を引き続き着実に進めるとともに、ＩＣＴの活用や学校等との連携をさらに進め、今年度からの第三次計画期間におきましても、こどもの読書活動について推進してまいりたいと考えております。

本件に関する説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございました。特にお願いということではないんですが、台東区や文京区では、オンライン化といいますか、図書のデジタル化がかなり進んでいるように聞こえてきますので、同様に御検討いただいて、紙のよさはもちろんあるとは思っていますので、全部をデジタルにしろなんて私は思っていないんですが、一方でそちらも必要なということで、検討を今後もさせていただいて、一緒に検討させてもらえたらなと思っています。ありがとうございます。

棚瀬江東図書館長 ありがとうございます。２３区の中では、昨年度まで１２区が電子図書館導入済みで、今年度、３区が電子図書館を導入する予定ということで聞いております。

江東区におきましても、電子ならではの良さを活かした電子書籍、紙とは違った良さといったところもございますので、どういった使い方が有効的なのか、そういったところを検討しながら、導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
今、図書館長のほうから、第二次江東区こども読書活動推進計画、先

生方のところにもお手元にお配りさせていただいておりますが、これに基づいた取組の評価の報告があったわけですが、後半部分、コロナ禍でなかなかうまくいかない中で、1年、期間を延期しながらもというところで取組を進めてきて、先般、教育委員会にもかけさせていただきましたが、第三次というところで、今年度からこの第三次に基づいてこどもの読書活動推進計画を進めているわけですが、教育推進プラン・江東の第2期に基づいて進めていく中で、今回のこども読書活動推進計画も、非常に中身を図書館のほうで検討してもらって、今回、第二次と第三次を比べると、内容は第三次、非常にいろいろなことが盛り込まれていますけれども、計画書だけを見ると、内容は10ページぐらい減になっているわけですね。要は、内容は充実していますけれども、記載の部分を工夫してと。より多くの方々に見てもらう。読書については、先ほどの報告もありましたけれども、関心のある方々は非常に関心が深くて、たくさん利用してくださっているんですけれども、そうじゃない方にもどんどん使ってもらうための第一歩というのは非常に大事なかなと思っていますので、今報告があった第二次のことを生かしながら、今年度始まった第三次江東区こども読書活動推進計画をしっかりと進めてもらいたいなというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

次に、続いて、報告事項3 令和4年度特別整理期間に伴う江東図書館の休館についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、令和4年度特別整理期間に伴う江東図書館の休館について、御報告いたします。

資料9を御覧ください。図書館では、年1回、図書館内の全ての蔵書の点検、また、汚損・破損等による図書の除籍のほか、書架の配置替え等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。

特別整理期間に伴う休館については、江東図書館では、例年、引き続き4日間の休館期間をいただいております。1の特別整理期間に伴う休館期間につきましては、令和4年12月20日から23日までといたします。

次に、2の休館期間の設定理由でございます。他の図書館の特別整理期間につきましては、令和4年2月10日開催の第2回教育委員会定例会で御報告しておりますが、江東図書館につきましては、深川図書館の改修工事に伴い、深川図書館にあった郷土資料室を臨時的に江東図書館内に設けていることから、郷土資料室が深川図書館へ戻るための移転スケジュール等を踏まえた上で、別途設定することといたしておりました。今般、移転作業の日程が固まってまいりましたので、今回御報告するものです。

なお、郷土資料室につきましては、12月中旬から深川図書館再開までの間、移転に伴う作業のため、休室といたします。

また、3の特別整理期間の作業ですが、蔵書の点検、汚損・破損等による図書の除籍等を行います。

4の休館期間の周知方法ですが、江東区報、図書館ホームページ、館内ポスター等により周知を進めてまいります。

なお、6のその他でございますが、深川図書館の再開につきましては、詳細が決まりましたら、また別途御報告をいたします。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果については、案件の性質上、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項4は秘密会といたします。

それでは、報告事項4 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてを事務局より説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 恐れ入ります。資料10を御覧ください。いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告いたします。

重大事態については、令和3年度に6件発生しておりますが、本日は学校いじめ問題調査委員会で調査済みの4件について御報告いたします。

まず、重大事態について御説明いたします。いじめ防止対策推進法の第28条において、次に挙げる事態を重大事態としております。まず1つ目が、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、2点目が、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき、この2つでございます。いずれも、今日報告するものについては、（2）に該当するものでございます。

なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて、年間30日以上 of 欠席を目安としております。また、児童・生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、いじめの結果ではない、あるいは重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることとなっております。

それでは、事案アより御説明いたします。事案アのいじめられた児童は、当時小学校3年生でした。主ないじめの態様については、「いやな

ことを言われたりされたりする」です。調査期間は、令和3年10月19日から令和4年2月22日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、いじめられた児童、保護者への聞き取り、いじめを行った児童への聞き取り、いじめアンケートの調査です。

事案の概要についてです。いじめられた児童は、いじめを行った児童から「心がない」と言われたこと、いじめを行った児童とほかの児童の3人で遊んだ際、「何で来るの」と言われたこと、また、ごっこ遊びをする際に、いつも同じ役をやらされたことにより苦痛を感じるようになりました。

これらのことを、いじめられた児童の保護者が担任に訴えました。学校は、本件に対するいじめを認知したものの、事実の把握が十分ではなかったために、初期対応に遅れが生じてしまいました。

いじめられた児童は、昨年度の6月から7月まで、早退や欠席、別室登校を繰り返すようになりました。8月以降は、教室に入ることができない状況が続いたものの、オンラインにおいて授業には参加し、11月からはブリッジスクールへの通室も開始し、休むことなく通室し、体験的な活動にも積極的に参加しました。

なお、今年度、いじめられた児童は4年生に進級しましたが、遅刻や早退をしながらも、ほぼ毎日学校に登校しております。また、昨年度から通室しているブリッジスクールでの活動が楽しいとのことで、週に1回の通室を継続しております。

今後もいじめられた児童及び保護者の気持ちを第一に、学校と教育委員会が連携していじめの解消を図っていきながら、さらなる支援を図ってまいります。

続いて、事案イについて御説明いたします。いじめられた児童は、当時小学校6年生でした。主ないじめの態様は、「いやなことを言われたりされたりする」です。調査期間は、令和3年6月18日から令和3年12月10日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、関係する児童への聞き取り、いじめを行った児童への聞き取り、いじめられた児童、保護者への聞き取りです。

事案の概要についてです。いじめられた児童が5年生のときの学年行事準備の時間に当該児童が欠席したことにより、当該児童の意見を聞く機会なく係が決められ、そのことをいじめを行った児童が後に、いじめられた児童に対して「おまえの場所はこちら」と伝えたことで、いじめられた児童が嫌な気持ちになりました。このことをいじめられた児童が学級担任に訴えましたが、欠席するようになり、6年生に進級しても欠席が続いた事案です。

また、今回不登校となった直接の原因としてはこの件でありましたが、いじめられた児童及び保護者からの聞き取りを行う中で、3年生からのいじめについての訴えもあったため、その点も含めて調査を行いました。

学校は、令和2年9月24日に起こった学年行事準備の時間についてのいじめを認知していましたが、その後の事実把握や保護者との連携等が十分ではなかったこともあり、初期の対応に遅れが生じました。

また、平成30年から令和元年の期間に行われていたと考えられるいじめの行為については、当時の記録の不備等により、具体的な事実を特定することはできませんでした。

昨年度、いじめられた児童は、いじめを行った児童に会うこと等に対し不安があり、学校復帰はできていない状況でした。今年度、本区の区立中学校へ進学しました。現在、登校はできていない状況ですが、民間のフリースクールへ通学しております。

いじめられた児童及び保護者の気持ちを第一に、当該中学校と教育委員会が連携して、フリースクールとの連携も行い、被害児童のさらなる支援を図ってまいります。

続いて、事案ウについて御説明いたします。いじめられた児童は、当時小学校6年生でした。主ないじめの態様は、「いやなことを言われたりされたりする」です。調査期間は、令和3年11月5日から令和4年3月25日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、いじめられた児童、いじめを行った児童への聞き取り、関係児童への聞き取りです。

事案の概要についてです。令和3年5月11日、いじめられた児童が学校を休んだ際、保護者から、友達に悪口を言われている気がすると言っていると、担任に訴えがありました。学校は、そのことを生活指導部会で全教員に周知しました。その後、学校は、いじめられた児童及び保護者と対応方法について話し合いを続けるとともに、当該学級の児童への聞き取りを行った結果、いじめを行った児童は、直接いじめられた児童に対して悪口を言っていないでしたが、教室等でほかの児童へ何度もいじめられた児童に対する悪口を言っていることが分かりました。いじめを行った児童の様子から、いじめられた児童は悪口を言われていることを推測し、嫌な思いをするようになりました。

その後、学校はいじめを行った児童への指導を保護者も交えて行いましたが、いじめられた児童はその後漠然とした不安を感じるようになり、登校はしましたが、別室でオンラインにおける学習をする状況が続きました。

今年度、いじめられた児童、いじめを行った児童は、それぞれ別の中学校へ進学し、いじめられた児童は本区の区立中学校へ進学しております。現在、中学校では欠席することもほとんどなく、元気に過ごしております。

今後も、当該中学校と教育委員会が連携をし、いじめられた児童への支援を図っていきます。

続いて、最後の事案エについて御説明いたします。いじめられた生徒は、当時中学校1年生でした。主ないじめの態様は、「いやなことを言

われたりされたりする」です。調査期間は、令和4年3月3日から令和4年4月12日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、いじめられた生徒及び保護者からの聞き取り、いじめを行った生徒及び関係生徒からの聞き取りです。

事案の概要についてです。令和3年11月30日、いじめられた生徒の保護者より、学級内でいじめられているので学校を休ませたいとの訴えが担任にありました。その後、学校はいじめられた生徒及び保護者への聞き取りを行った結果、令和3年11月26日の英語の授業中、ペアワークの相手を生徒自身が指名する活動の際、いじめを行った生徒2名が、いじめられた生徒のみに集中して指名されるよう、何度もいじめられた生徒の名前を繰り返し言いました。このことで、いじめられた生徒は嫌な思いをしました。また、この日以前にも、ほかのいじめを行った生徒3名から悪口を言われたり、嫌なことを言われたりしました。これらのことが原因で、いじめられた生徒は欠席が続きました。

学校は、学校いじめ対策委員会を定期的に実施し、対応策等を協議し、いじめられた生徒への定期的な支援や、いじめを行った生徒への聞き取り、指導を行いました。

いじめられた生徒は、令和4年2月よりブリッジスクールに通室し、学習等に取り組みました。今年度、中学2年生に進級したことを皮切りに、学校へ登校することができております。

今後も、当該中学校と教育委員会が連携をし、いじめられた生徒への支援を図っていきます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
本田委員。

本 田 委 員 御報告ありがとうございます。4件とも、初期対応の遅れというところが、3件ですか。初期対応の遅れというのは何の問題でもあると思うんですけども、恐らくいわゆる報・連・相の遅れとか、そこが何ゆえというか、忙しさが起因しているのか、それとも、言いにくい環境があったのか、それとも、教員が正確に把握していないことが原因だったのか、その辺りはどのようにお感じになりましたかということが1つ。

それから、もう一つだけお願いします。いじめた生徒への指導というところなんですけれども、それは例えばどのようなことを行っているのかというのを教えていただければうれしいです。

以上です。

本 多 教 育 長 2点。

飯塚指導室長 初期対応の遅れというところの内容ですけれども、1つは、いじめとして認知したとしても、学校内での調査が十分ではなかった。対象の児童・生徒に対して聞き取りが不十分な形で行われ、保護者に報告も遅れた。そういったことが一番の原因となっております。

いじめた生徒への指導については、具体的に調査から上がったものを取り上げて、いじめに該当することを認め、そして、そのことに関する指導を直接行っております。また、いじめられた児童・生徒に対して謝罪を行い、そのことを保護者にも報告する。そういったことを行っております。

以上です。

本多教育長 本田委員。

本田委員 調査不十分ということで、聞き取りを行うというのはもちろんしていただいていると思うんですけれども、その聞き取りを行った結果、例えば、全部が本人、保護者からの訴えをもって表面化してきたということだったんですけども、それが実は薄々分かっていたよとか、ちょっと心配はしていたんですとかいう、もうちょっと前の気づきがあったのかということ。表面化する前に、もうちょっと先生たちもそういうところを気づいたりしていたならば、初期対応の遅れというのも発生しなかったのかなという思いもあって、聞き取った結果、本当はちょっと心配はあったけれども、いろいろな事情で報告が遅れたという結果になったのか。その辺は何か聞き取りで見えたことはありましたか。

飯塚指導室長 今回の4件については、事前に疑いとか、そういったものはなく、やはり保護者や本人からの訴えで初めて気づいたケースでございます。おっしゃるとおり、やっぱり事前に察知して、早期の対応を行っておけば、こういったことにはならなかったわけです。そういったことも含めまして、各学校には、早期発見、早期対応について指導を行ってまいります。

以上です。

本多教育長 今、指導室長から説明がありましたけれども、早期発見と初期対応って、似ていて微妙に違うんですね。今、本田委員からもありましたけれども、早期発見というのは、日頃から先生方がコミュニケーションを取りながら、いろいろな情報を交換できるようにすることと、あと、こどもたちとも日頃からちゃんとコミュニケーションを取って、微妙な変化を見取れるようにしておく。そういったことが早期発見につながるころかなというふうに思いますし、また、さっき室長のほうからも説明がありましたけれども、初期対応というところでは、そっちは組織的に学校の中のシステムがしっかりできているかというところがやはり重要

になってくるのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 先生方も非常に忙しいのは重々分かっているんですけども、やはりこどもたちもこういういじめというような認識を捉える感覚がどの程度あったのか。先生方のいじめに対する研修なり、そういうものというのは、江東区全体でやるのか、各学校に任せているのか。それはどちらでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長 いじめの認知等に関わる場所は、校内で行う場合もありますし、区全体でも、いじめの担当者の連絡会で情報交換して、いじめの認知を確実にするように行っております。

以上です。

本 多 教 育 長 眞貝委員。

眞 貝 委 員 体罰に関しては非常に徹底されているというのはよく分かるんですね。それは先生方が非常に体罰に関する認識をちゃんと持っているということなんですけども、こういうちょっと嫌なことを言われたとか、突つかれたとか何とかという、簡単なものというのを大きいじめにならないような研修というものをきちんとやっていただきたいなと思っております。

以上です。

本 多 教 育 長 それは要望ということでよろしいですか。各学校にしっかりそのことは伝えていただき、進めていくということでよろしくお願い致します。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、眞貝委員からも話がありましたけれども、いじめのことについては、研修、それからいじめに関する授業というところで、こどもたちに関してと先生方にとってということで、それぞれ各学校年間3回というふうに話をしているところで、計画的に取り組んでもらっています。

今、こどもたちに対しては、例えば、道徳の教科書の中にいじめのことに特化した内容がありまして、その中でいじめの授業を進めていくこともあります。

先日、第三砂町小学校で、第三砂町中学校の生徒会が中心になって、いじめについて考える出前授業というものを実施しました。その中で私も感じたことですけども、小学生も、やはり今までいじめの授業を繰り返してきているので、いじめに対して、以前のこどもたちに比べたら

理解は随分進んでいるなという印象は受けました。これはいじめだと思えますか思いませんかという発問が生徒からあったんですけれども、そのことに対する答えが、小学生がかなりしっかりと、これはこの子が嫌な気持ちになっているのでいじめだと思えますとか、答えられている様子を見て、やはり以前と比べると、いじめの授業って進んできているのかなと思います。

しかしながら、今回、重大事態に至ったというところで、先ほど報告もありましたし、各委員からもいろいろな御意見をいただいているところでありますけれども、やはり被害者であるこども、そして保護者にしっかりと寄り添って進めていくことがまず大事であって、今報告があったものについて、やはりそこが少し足りなかったというところが報告の中にもあったかなというふうに思っておりますので、教育委員会、そして学校、しっかりと連携を図りながら、こういったことがないように、重大事態が発生しないよう、しっかり対応を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることとなっておりますが、区議会への報告終了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和4年第9回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。